

報告第1号

放棄した市の債権の報告について

栗東市債権管理条例（平成27年栗東市条例第26号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり市の債権を放棄したので、同条例第7条の規定によりこれを報告する。

令和2年6月9日提出

栗東市長 野村・昌弘

市の債権の放棄調書

債権の名称	件数	金額	放棄した事由
児童等給食費負担金	4件	129,396円	消滅時効期間の経過 (栗東市債権管理条例第6条第1項第4号)

債権の名称	件数	金額	放棄した事由
水道料金	1件	8,931円	破産 (栗東市債権管理条例第6条第1項第3号)
	7件	76,745円	消滅時効期間の経過 (栗東市債権管理条例第6条第1項第4号)
	1件	3,407円	死亡 (栗東市債権管理条例第6条第1項第6号)
	2件	16,849円	行方不明 (栗東市債権管理条例第6条第1項第7号)
計	11件	105,932円	【内訳】使用料 103,132円 督促手数料 2,800円